

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施(十一件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………三
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………三
- 建築基準法による一団地の区域(二件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………三
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………(環境局総務部環境政策課)……………四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………八
- 政治団体の届出……………二
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………二
- 政治団体の解散の届出……………三
- 資金管理団体の指定の届出……………三
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………三
- 資金管理団体の取消しの届出……………四

公告

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………五

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五

○「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正……………(東京都人事委員会)……………六

告示

●東京都告示第百八十四号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京第五建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(道路台帳測量)
- 三 測量の区域 江東区東砂六丁目、東砂七丁目及び東砂八丁目各区内
- 四 測量の期間 平成二十九年一月十日から同年三月二十二日まで

●東京都告示第百八十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、杉並区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月十三日

- 一 測量施行者 東京都知事 小 池 百合子
- 二 測量の種類 公共測量(復旧測量)
- 三 測量の区域 杉並区内
- 四 測量の期間 平成二十九年二月六日から同月十七日まで

●東京都告示第百八十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区浮間一丁目、浮間二丁目、赤羽西五丁目、西が丘一丁目、西が丘二丁目、中十条三丁目、西ヶ原一丁目、上中里一丁目、中里一丁目、中里二丁目、田端一丁目、田端三丁目、田端四丁目及び豊島区駒込二丁目各区内
- 四 測量の期間 平成二十九年一月十六日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第百八十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、町田市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 町田市相原町地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十二月二十六日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第百八十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東大和市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東大和市
- 二 測量の種類 公共測量(復旧測量(基準点・再設))
- 三 測量の区域 東大和市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年二月十三日から同月十七日まで

●東京都告示第百八十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、青梅市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 青梅市

- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 青梅市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月二十四日まで

●東京都告示第百九十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、福生市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 福生市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 福生市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十二月十日から平成二十九年三月二十四日まで

●東京都告示第百九十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、羽村市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 羽村市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 羽村市地内

- 四 測量の期間 平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月二十四日まで

●東京都告示第百九十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、あきる野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 あきる野市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 あきる野市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十二月十日から平成二十九年三月二十四日まで

●東京都告示第百九十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、瑞穂町長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 瑞穂町
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 瑞穂町地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十二月二十六日から平成二十九年三月二十四日まで

●東京都告示第百九十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、日の出町長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 日の出町
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 日の出町地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月二十四日まで

●東京都告示第百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 中野区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業区画街路中野区画街路第三号線
- 三 事業施行期間 平成二十九年二月十三日から平成三十五年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分

中野区上高田三丁目及び上高田五丁目各地内
使用の部分

中野区上高田五丁目地内

●東京都告示第百九十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき北品川五丁目第一地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 北品川五丁目第一地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十一年三月二十四日から平成三十年三月三十一日まで
- 三 施行地区 品川区北品川五丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 品川区北品川五丁目四番十四号
- 五 変更の内容 平成二十一年三月二十四日
- 六 事業計画の変更の認可の年月日 平成二十九年二月十三日

●東京都告示第百九十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年二月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日 認定年月日
対象区域の地名地番
東久留米市下里七丁目四百十八番一、平成二十九年一月十二日
同番十一、四百二十九番七、四百三十二番一、同番三、同番四、同番七、四百六十一番一、千四百八十一番一、同番六、同番十三及び同番十六
- 二 認定計画書の縦覧場所 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年二月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日 認定年月日
対象区域の地名地番
西東京市ひばりが丘三丁目千六百十六番二十及び同番四十二 平成二十九年一月十六日
- 二 認定計画書の縦覧場所 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

小金井一丁目六番二十号

●東京都告示第百九十九号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十八条第一項の規定に基づき、（仮称）南町田計画について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京急行電鉄株式会社

取締役社長 野本 弘文

渋谷区南平台町五番六号

二 対象事業の名称及び種類

（仮称）南町田計画

自動車駐車場の変更

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、町田市鶴間三丁目に位置する「グランベリモール」（商業施設）のリニューアルに伴う自動車駐車場の増設を行うものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十九年二月十三日から同月二十七日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 町田市環境資源部環境保全課

町田市森野二丁目二番二十二号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

本事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容と計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1(1)～(7)に示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
① 工事の施行中	<p><解体機械、建設機械の稼働に伴う大気質> 二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は、0.0556ppm であり、評価の指標 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下) を満足すると予測する。年平均値に対する解体機械、建設機械の稼働による寄与率は、45.4%である。 また、浮遊粒子状物質の年平均値の 2%除外値は 0.0552mg/m³ であり、評価の指標 (0.10mg/m³以下) を下回ると予測する。年平均値に対する解体機械、建設機械の稼働による寄与率は、19.4%である。 なお、工事の実施にあたっては、国土交通省指定のより新しい排出ガス対策型建設機械の使用に努めるとともに、不要な時にはエンジンを切ることで稼働時間を減らし、建設機械の稼働に伴う影響の低減に努める。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p><工事用車両の走行に伴う大気質> 二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は、0.03452～0.03557ppm であり、すべての地点で評価の指標 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下) を下回ると予測する。年平均値に対する工事用車両の走行による寄与率は、0.01～3.99%である。 また、浮遊粒子状物質の年平均値の 2%除外値は 0.04797～0.04800mg/m³ であり、すべての地点で評価の指標 (0.10mg/m³以下) を下回ると予測する。年平均値に対する工事用車両の走行による寄与率は、0.00～0.10%である。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>② 工事の完了後</p> <p><駐車場利用車両の走行に伴う大気質> 二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は、0.0356ppm であり、評価の指標 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下) を下回ると予測する。年平均値に対する駐車場利用車両の走行による寄与率は、0.32%である。 また、浮遊粒子状物質の年平均値の 2%除外値は 0.0479mg/m³ であり、評価の指標 (0.10mg/m³以下) を下回ると予測する。年平均値に対する駐車場利用車両の走行による寄与率は、0.01%である。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p><関連車両の走行に伴う大気質> 二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は、0.03445～0.03509ppm であり、すべての地点で評価の指標 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下) を下回ると予測する。年平均値に対する関連車両の走行による寄与率は、0.57～2.13%である。 また、浮遊粒子状物質の年平均値の 2%除外値は 0.04796～0.04797mg/m³ であり、すべての地点で評価の指標 (0.10mg/m³以下) を下回ると予測する。年平均値に対する関連車両による寄与率は、0.01～0.03%である。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
① 工事の施行中	<p><解体機械の稼働に伴う騒音> 解体機械の稼働に伴う騒音レベル (L_{max}) の最大値は 68dB であり、評価の指標 (80dB) を下回ると予測する。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p><解体機械の稼働に伴う振動> 解体機械の稼働に伴う振動レベル (L₁₀) の最大値は 54dB であり、評価の指標 (70dB) を下回ると予測する。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p><建設機械の稼働に伴う騒音> 建設機械の稼働に伴う騒音レベル (L_{max}) の最大値は 65dB であり、評価の指標 (80dB) を下回ると予測する。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p><建設機械の稼働に伴う振動> 建設機械の稼働に伴う振動レベル (L₁₀) の最大値は 61dB であり、評価の指標 (70dB) を下回ると予測する。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
騒音・振動	<p><工事用車両の走行に伴う騒音> 工事用車両の走行に伴う等価騒音レベル (L_{eq}) は、B、C、H (北側)、J (道路に面する地域・C類型) では 60～62dB であり、評価の指標 (65dB) を下回ると予測する。一方、D、E、F、H (南側) (道路に面する地域・A類型) は 60～64dB であり、このうち D、E、F では評価の指標 (60dB) を上回ると予測する。これらの地点は現況交通量による騒音レベルが既に評価の指標を上回っている地点であり、本事業実施後の増加レベルは最大でも 0.9dB とわずかである。 なお、工事の実施にあたっては、工事用車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めることなどの措置を講じることにより、工事用車両の走行に伴う騒音の低減に努める。 以上のことから、本事業による影響は小さいと考える。</p> <p><工事用車両の走行に伴う振動> 工事用車両の走行に伴う昼間の振動レベル (L₁₀) は 41dB～54dB であり、すべての地点において評価の指標 (第一種区域 60dB、第二種区域 65dB) を下回ると予測する。 また、夜間の振動レベル (L₁₀) は 42dB～49dB であり、すべての地点において評価の指標 (第一種区域 55dB、第二種区域 60dB) を下回ると予測する。 なお、工事の実施にあたっては、工事用車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めることなどの措置を講じることにより、工事用車両の走行に伴う振動の低減に努める。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
騒音・振動 (つづき)	<p>② 工事の完了後</p> <p>＜冷暖房施設の稼働に伴う騒音＞ 冷暖房施設の稼働に伴う等価騒音レベル(L_{req})は、A類型が適用される範囲においては、敷地の東側で最大となり、これに暗騒音レベルを加えた昼間の合成値は62dBと予測され、評価の指標(60dB)を上回ると予測する。これは冷暖房施設の稼働に伴う騒音レベルが40dBと予測され、評価の指標(60dB)を下回るものの、暗騒音レベル(62dB)が計画地に接する周辺道路の現況交通量による自動車騒音の影響により評価の指標を上回っているためであり、冷暖房施設の稼働による増加レベルは0(0.0)dBである。一方、夜間の合成値は55dBと予測され、評価の指標(55dB)以下となると予測する。</p> <p>C類型が適用される範囲においては、敷地の北側で最大となり、これに暗騒音レベルを加えた昼間の合成値は64dBと予測され、評価の指標(65dB)を下回ると予測する。また、夜間の合成値は56dBと予測され、評価の指標(60dB)を下回ると予測する。</p> <p>冷暖房施設の稼働に伴う騒音レベルの最大値(L_{max})については、第二種区域においては、敷地の東側で最大となり、朝、昼間、夕、夜間とも40dBと予測され、評価の指標(朝45dB、昼間50dB、夕45dB、夜間45dB)を下回ると予測する。第二種区域のうち第1特別地域においては敷地の北西側で朝、昼間、夕、夜間とも43dBと予測され、評価の指標(朝45dB、昼間50dB、夕45dB、夜間45dB)を下回ると予測する。</p> <p>なお、第二種区域のうち敷地南側の一部は、南野田病院の周囲50mの区域に含まれ、敷地の南側で朝、昼間、夕、夜間とも39dBと予測されるが、評価の指標(朝40dB、昼間45dB、夕40dB、夜間40dB)を下回ると予測する。</p> <p>第三種区域においては敷地の北側で最大となり、朝、昼間、夕、夜間とも49dBと予測され、評価の指標(朝55dB、昼間60dB、夕55dB、夜間50dB)を下回ると予測する。なお、設備については、定期的な点検・修理等を行い、適切な維持管理を実施する。</p> <p>以上のことから、本事業による影響は小さいと考える。</p> <p>＜駐車場利用車両の走行に伴う騒音＞ 駐車場利用車両の走行に伴う等価騒音レベル(L_{req})は、A類型が適用される範囲においては、敷地の南側で最大となり、これに暗騒音レベルを加えた昼間の合成値は60dBと予測され、評価の指標(60dB)以下となると予測する。また、夜間の合成値は55dBと予測され、評価の指標(55dB)以下となると予測する。</p> <p>C類型が適用される範囲においては、敷地の北側で最大となり、これに暗騒音レベルを加えた昼間の合成値は57dBと予測され、評価の指標(60dB)を下回ると予測する。また、夜間の合成値は57dBと予測され、評価の指標(60dB)を下回ると予測する。</p> <p>なお、駐車場の使用にあたっては、交通誘導員の適切な配置により円滑な交通流の確保に努め、車両の集中化を避けるとともに、来店者及び荷さばき車両に対して、駐車場における制限速度及びブライトリングストップの周知を図る。また、店舗の広告チラシ、ホームページ、施設プロバイド等に来店車両ルート及び公共交通機関によるアクセス方法を掲載するなど、公共交通機関による来店の促進を図ることで駐車場利用車両の走行に伴う騒音の低減に努める。</p> <p>以上のことから、本事業による影響は小さいと考える。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
日影	<p>＜関連車両の走行に伴う騒音＞ 関連車両の走行に伴う昼間の等価騒音レベル(L_{req})は、B、C、H(北側)、J(道路に面する地域・C類型)では58～64dBであり、評価の指標(65dB)を下回ると予測する。一方、D、E、F、H(南側)、I(道路に面する地域・A類型)は59～63dBであり、このうちD、E、F、Iでは評価の指標(60dB)を上回ると予測する。これらの地点は現況交通量による騒音レベルが既に評価の指標以上となっている地点であり、本事業実施後の増加レベルは最大でも0.4dBとわずかである。</p> <p>夜間の等価騒音レベル(L_{req})は、B、C、H(北側)、J(道路に面する地域・C類型)では51～56dBであり、評価の指標(60dB)を下回ると予測する。一方、D、E、F、H(南側)、I(道路に面する地域・A類型)は52～58dBであり、このうちD(東側)、F、Iでは評価の指標(55dB)を上回ると予測する。これらの地点は現況交通量による騒音レベルが既に評価の指標以上となっている地点であり、本事業実施後の増加レベルは最大でも0.5dBとわずかである。</p> <p>なお、工事の完了後においては、交通誘導員の適切な配置により円滑な交通流の確保に努め、車両の集中化を避けるとともに、来店者及び荷さばき車両に対して、制限速度の周知を図るなどの措置を講じることににより、関連車両の走行に伴う騒音の低減に努める。</p> <p>以上のことから、本事業による影響は小さいと考える。</p> <p>＜関連車両の走行に伴う振動＞ 関連車両の走行に伴う昼間の振動レベル(L₁₀)は、42dB～53dBであり、すべての地点において評価の指標(第一種区域60dB、第二種区域65dB)を下回ると予測する。また、夜間の振動レベル(L₁₀)は、39dB～50dBであり、すべての地点において評価の指標(第一種区域55dB、第二種区域60dB)を下回ると予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>① 工事の完了後</p> <p>＜冬夏日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度＞ 計画建築物による日影は、計画地西側から東側の範囲内に生じるが、法令で定められている測定水平面の高さ(平均地盤面からの高さ)において、規制される範囲(敷地境界からの水平距離)の日影が規制時間内となっている。</p> <p>したがって、計画建築物による日影は、「建築基準法」(昭和25年5月、法律第201号)第56条の2及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年7月、東京都条例第63号)に基づく日影規制を満足するものと予測する。</p> <p>また、計画地周辺における日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等のうち、計画地西側の鶴間公園については8～10時において日影が生じるが、この日影の多くが既存建築物であるシネコン棟によることから、新たに著しい影響が生じることはないと予測する。さらに、南町田クリニクスについては8～10時において日影が生じるが、同施設は駅街区西側に位置する建築物の3階にあり、予測は平均地盤面4.0m(地上2階相当)で行っているため、計画建築物による影響は小さいと予測する。</p> <p>なお、道路境界及び隣地境界に面する計画建築物は可能な限り高さを低く抑えるなどの措置を講じることににより、計画地周辺への日影の影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
電波障害	<p>① 工事の完了後</p> <p>＜計画建築物等の存在に伴う遮へい障害及び反射障害＞ 地上デジタル放送の遮へい障害地域は、東京スカイツリー局（広域局）は計画地の南西方向に最大距離約15mの範囲、東京スカイツリー局（県域局）は計画地の南西方向に最大距離約900mの範囲、東京タワー局は計画地の南西方向に最大距離約1,000mの範囲、横浜局は計画地の西方向に最大距離約800mの範囲、平塚中継局は計画地の北東方向に最大距離約1,500mの範囲と予測する。</p> <p>この遮へい障害影響範囲内に位置する家屋等は、計画建築物により影響を受ける可能性があるが、アンテナを平塚中継局からの電波到来方向に設置している家屋等はほとんどなく、平塚中継局からの電波に対する影響は小さいと予測する。</p> <p>また、反射障害については地上デジタル放送の伝送方式が持つ特性等から、地域的な反射障害としては、ほとんど生じないものと予測する。</p> <p>衛星放送の遮へい障害地域は、計画地の北東方向に最大距離約20mの範囲と予測するが、遮へい障害影響範囲内に位置する家屋等はない。</p> <p>なお、計画建築物による遮へい障害が生じた場合は、適切な障害対策を講ずる。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
景観	<p>① 工事の完了後</p> <p>＜計画建築物の存在に伴う主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度＞ 計画地は低層の建築物を主体とした商業施設と駐車場からなる景観が、計画地の北東側には大規模な道路構造物や高層住宅、商業施設からなる都市的な景観が、計画地南西側には低層の戸建住宅からなる住宅地の景観が、計画地西側には鶴間公園の緑豊かな景観が形成され、計画地及びその周辺は多様な景観構成要素からなる景観が形成されている。</p> <p>本事業は、シネコン棟を除く商業施設等を解体して、新たに中低層の商業施設や駐車場施設を建設する計画であり、景観構成要素としては現状と同様の商業施設の景観が形成されるため、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度は小さく、また、計画地内には回遊性のある歩行者動線の配置や鶴間公園に接続するところには地域住民等の交流の拠点となる広場、緑地等を整備することにより、鶴間公園の自然的な要素が生かされた緑のネットワークが形成されると予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「鶴間公園など自然的な要素を生かし、市民の交流の拠点となる市南部の玄関口にふさわしい景観づくりが進められていること、また、来訪者が歩きながら駅周辺の商業施設や公園の景観を楽しむことができるように、回遊性と連続性のある空間がつくられていること」を満足するものと考ええる。</p> <p>＜計画建築物の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度＞ 計画地に近接した地点からは、計画建築物が阻害され、眺望が変化するが、壁面には「町田市景観条例」に基づいた色彩の採用、計画建築物外構部の緑化により、周辺の街並みや緑と調和した景観が形成されると予測する。また、計画地から離れた地点からは、壁面には「町田市景観条例」に基づいた色彩を採用すること、計画建築物は中低層の建築物とすることから、眺望の変化の程度は小さいと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「高さは周辺の建築物群のスカイラインとの調和が図られていること、色彩は色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和が図られていること、敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続していること」を満足するものと考ええる。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
自然との触れ合い活動の場	<p>① 工事の施行中</p> <p>＜工事用車両の走行に伴う主要な自然との触れ合い活動の場（鶴間公園）までの利用経路への影響の程度＞ 中央街区の工事期間中、工事用車両は中央街区を周回する市道南1604号線及び市道南1602号線を走行するが、これらの道路には歩道及び横断歩道が整備され、また、鶴間公園の主出入口A付近の交差点には信号機が設置されており、歩行者ルートは確保されていることから、南町田駅及び周辺から鶴間公園までの歩行者の利用経路への影響は小さいと予測する。</p> <p>また、駅街区の工事期間中、駅街区を一時的に通行できなくなるが、改札から周辺道路への歩行者ルートは工事の進捗に合わせて、迂回ルートの設定や切り直し等を行うなど、適切に歩行者ルートを確保すること、また、駅街区周辺の道路には歩道及び横断歩道が整備されており、歩行者ルートは確保されていることから、鶴間公園までの歩行者の利用経路への影響は小さいと予測する。</p> <p>さらに、駐車場街区1の工事期間中、工事用車両は鶴間公園付近では市道南1602号線、駅街区の西側及び東急田園都市線沿いの道路を走行することになるが、駐車場街区1周辺の道路には歩道及び横断歩道が整備されており、歩行者ルートは確保されていることから、鶴間公園までの歩行者の利用経路への影響は小さいと予測する。</p> <p>なお、工事用車両が歩道を横断する出入口については、交通誘導員を適宜配置するなどとして、歩行者の安全を確保する。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「主要な自然との触れ合い活動の場までの利用経路に対し著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考ええる。</p>
自然との触れ合い活動の場	<p>② 工事の完了後</p> <p>＜施設の供用に伴う自然との触れ合い活動の場（鶴間公園）の持つ機能の変化の程度＞ 本計画は既存商業施設（グランベリーモール）のリニューアルであり、隣接する鶴間公園を直接的に改変する計画ではないが、計画地西側に接する市道南1604号線が土地区画整理事業により隣接され、計画地と鶴間公園とは連続的につながることになる。</p> <p>計画地と鶴間公園との往來の現状は、双方の間にある市道南1604号線の横断歩道を渡って往來しているが、工事の完了後は、双方が連続的につながることから、往來が活性化され、また、計画地内を周遊する歩行者通路を設定することにより、南町田駅から鶴間公園などへつながる歩行者動線の連続性が強化されると考えられることから、鶴間公園の有するスポーツの場としての機能や散策、お花見等のレクリエーション機能がより高まるものと予測する。</p> <p>本計画では、鶴間公園との接続部には広場や休憩スペースの整備を行いにぎわいや憩いの場が創出され、また、陸道部は盛土により直接来客が可能となる計画であることから、より一体的性のある利用環境が形成されると予測する。</p> <p>さらに、鶴間公園との接続部には「在来種選定ガイドライン」を参考に鳥や昆虫等の生息を促すように花や葉のなる樹木や在来種等の植栽を計画しており、鶴間公園と緑のネットワークの向上に寄与するものと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「計画地内にできる限り緑を配置し、鶴間公園の緑と連続させることにより緑のネットワークが形成されること」を満足するものと考ええる。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
廃棄物	<p>① 工事の施行中 <解体工事、建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量・発生量、再資源化量・再利用率、処分量及び処理方法等> 解体工事及び建設工事に伴う廃棄物の排出量は36,958 t、再資源化量は36,045 t、処分量は913 tと予測する。再資源化率は98%であり、「東京都建設リサイクル推進計画」による建設廃棄物全体の平成30年度目標値を参考に設定した指標(97%以上)を上回る。廃棄物の処理方法等は、可能な限り再資源化することを基本とし、再資源化が困難なものは産業廃棄物の運搬・処分の業の許可を得た業者に委託し、マニフェストシステムに基づいて適正に処分する。</p> <p>また、建設工事に伴う建設発生土の発生量は193,900 m³、再利用率は193,900 m³と予測する。再利用率は100%であり、「東京都建設リサイクル推進計画」による建設発生土の平成30年度目標値を参考に設定した指標(86%以上)を上回る。</p> <p>なお、再利用率の内訳は、建設発生土の5%は場内で再利用し、95%は主として工事間利用し、その他、土質改良プラント等へ搬出し再利用する。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p>
温室効果ガス	<p>② 工事の完了後 <施設の供用に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理方法等> 施設の供用に伴うシネコン棟を除く計画建築物における廃棄物の排出量は約1,061 t/年、再資源化量は約992 t/年と予測する。再資源化率は93%となっている。また、シネコン棟における廃棄物の排出量は約321 t/年、再資源化量は約306 t/年と予測する。再資源化率は95%となっている。さらに、施設全体における廃棄物の排出量は約1,382 t/年、再資源化量は約1,298 t/年と予測する。再資源化率は94%となっている。</p> <p>廃棄物の発生抑制を推進するとともに、発生した廃棄物は、可能な限り再資源化することを基本とし、再資源化率の向上に努める。再資源化が困難なものは産業廃棄物の運搬・処分の業の許可を得た業者に委託し、適正に処分する。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p>
	<p>① 工事の完了後 <施設の供用に伴うエネルギーの使用による温室効果ガス排出量及びその削減の程度> 計画建築物における温室効果ガス(二酸化炭素)排出量は10,080t-CO₂/年と予測し、基準建築物における温室効果ガス(二酸化炭素)排出量(11,904t-CO₂/年)に比べ、削減量は1,824t-CO₂/年(削減率15.3%)と予測する。</p> <p>さらに、館内温度設定の緩和、昇降機の台数制御、不要な照明の消灯、屋上緑化、高性能断熱材の採用(屋根)、節水対策などについて積極的に検討し、第2計画期間(2015～2019年度)の削減義務率(区分I-1)である17%を上回る削減となるよう努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p>

●東京都告示第二百号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千三百五十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、
 同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月十三日

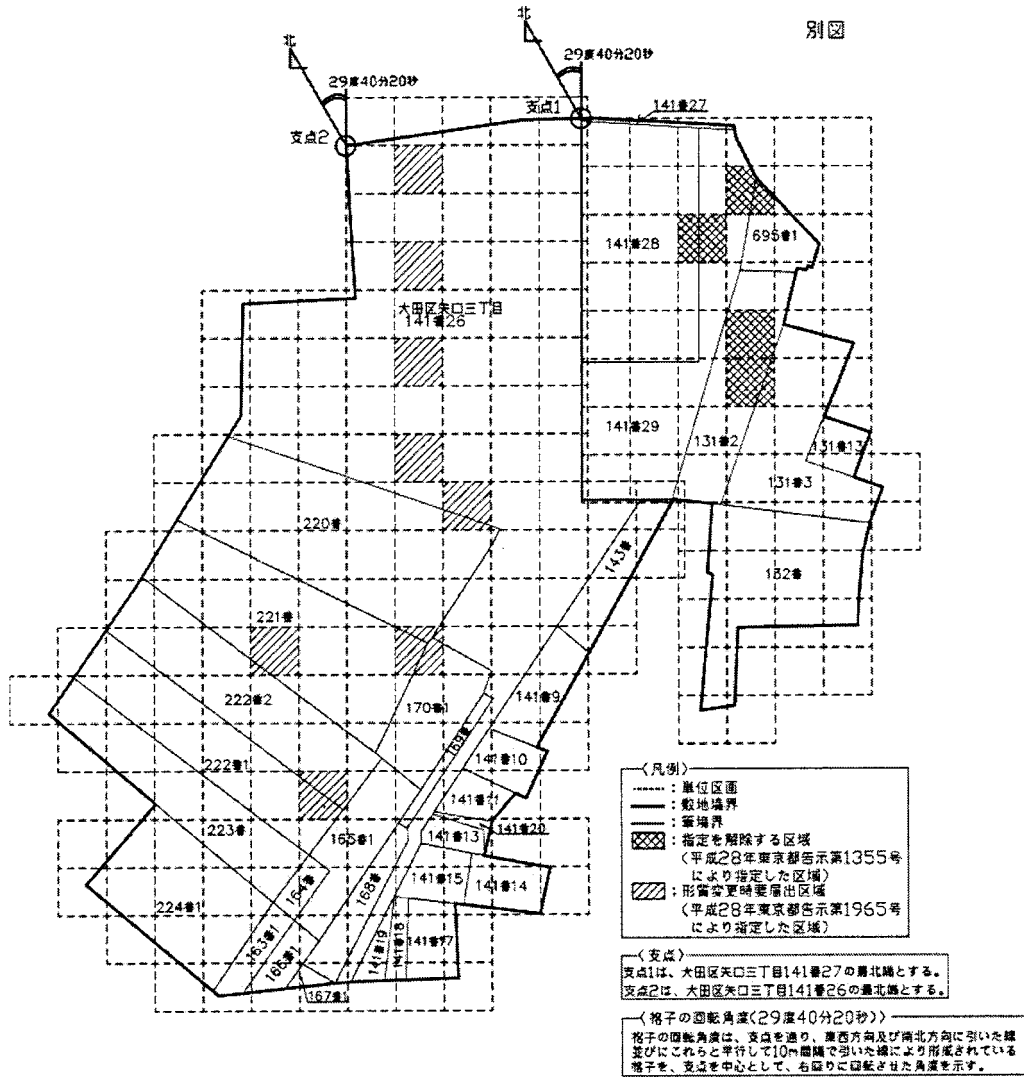
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区矢口三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第六条第一項(法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年二月十三日

東京都選挙管理委員会

1 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第2号)
松田学後援会	松田 学	福田 修一	世田谷区成城7-19-16	H28. 9. 20	衆議院議員	松田 学、 衆議院議員

備考 従来、松田学後援会は神奈川県選挙管理委員会に届出がされていたが、東京都選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

(2) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類 (第1号)
松田政策研究所	松田 学	福田 修一	世田谷区成城7-19-16	H28. 9. 20	衆議院議員

備考 従来、松田政策研究所は神奈川県選挙管理委員会に届出がされていたが、東京都選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

(3) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
かんとうなつえと歩む会	菅藤 奈津江	須田 賢	小金井市梶野町5-10-29	H28. 9. 7
税理士による松本洋平後援会	山中 孝一	山本 晋也	小平市小川町2-129-8-16	H28. 9. 9
都民ファーストの会	本橋 弘隆	音喜多 駿	北区上十条2-25-14	H28. 9. 16
非常用電源政治連盟	亀下 成彦	牧田 智行	港区赤坂4-2-3	H28. 9. 2
宮野ゆみこと一緒に未来を奏でる会	北村 佑実子	北村 造	文京区関口1-10-16	H28. 9. 1
無所属・改革派で未来志向の政治をつくる会	北村 佑実子	北村 造	文京区関口1-10-16	H28. 9. 1
森田久夫後援会	森田 久夫	宮崎 和雄	昭島市朝日町2-5-2	H28. 9. 20

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党東京都支部連合会	下村 博文	代表者の氏名	下村 博文	石原 伸晃	H28. 9. 16
自由民主党東京都第十選挙区支部	小池 百合子	会計責任者の氏名	荒木 千陽	水田 昌宏	H28. 7. 14
民進党東京都調布市支部	尾崎 大介	政治団体の名称	民進党東京都調布市支部	民主党東京都調布市支部	H28. 8. 29
民進党東京都西東京市支部	石毛 泰道	政治団体の名称	民進党東京都西東京市支部	民主党東京都西東京市支部	H28. 9. 1
民進党東京都港区支部	杉浦 教夫	政治団体の名称	民進党東京都港区支部	民主党東京都港区支部	H28. 8. 31

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体 (その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
久保とみひろ後援会	疋田 多万夫	代表者の氏名	疋田 多万夫	三田 昇	H28. 1. 5
沢田あゆみ後援会	河野 秀子	会計責任者の氏名	小林 美智子	川崎 勝	H28. 8. 1
三光会	谷口 道明	主たる事務所の所在地	千代田区一番町19	中野区東中野2-6-27	H28. 9. 23
		代表者の氏名	谷口 道明	増田 利啓	H28. 9. 23
		会計責任者の氏名	谷口 道明	山賀 佳奈子	H28. 9. 23
秀友会	高橋 俊夫	代表者の氏名	高橋 俊夫	中山 秀雄	H28. 8. 9
人権擁護懇話会	丸井 昌弘	主たる事務所の所在地	八王子市大塚640-13	渋谷区本町1-7-16	H28. 9. 23
税理士による石原ひろたかを囲む会	森 外志広	代表者の氏名	森 外志広	一之瀬 由明	H28. 9. 2
日本の文化と伝統を守る会	横沢 国夫	代表者の氏名	横沢 国夫	内野 大三郎	H28. 9. 15
福村隆後援会	福村 隆	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	H28. 1. 1
富士電機グループ連合政治活動委員会	千種 智之	会計責任者の氏名	秋山 幸治	安藤 政雄	H28. 9. 26
道の会	安田 欣司	政治団体の名称	道の会	清風会	H28. 9. 5
宮澤宏行を育てる会	近藤 彰郎	会計責任者の氏名	宮沢 朴巳江	宮沢 信男	H28. 3. 1
ゆういちの会	真山 勇一	主たる事務所の所在地	千代田区永田町2-1-1	調布市小島町3-15-34	H28. 9. 1
幸福実現党東京都本部	安宅 正行	代表者の氏名	安宅 正行	黒田 創明	H28. 9. 1
		主たる事務所の所在地	豊島区南大塚3-40-2	港区赤坂2-10-8	H28. 9. 28
東京都医師政治連盟北区支部	増田 幹生	代表者の氏名	増田 幹生	野本 晴夫	H28. 9. 23

●東京都選挙管理委員会告示第二十一号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)。以下

「法」という。第七條第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七條の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年二月十三日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
日本のことを大切にする党大田区議会第一支部	犬伏 秀一	H28. 8. 31

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
あたたかさど夢あふれる東京を実現する会	岡村 正	H28. 9. 16
あべ美知子と子どもの未来をひらく会	阿部 美知子	H28. 8. 31
有田芳生を落選させる会	瀬戸 弘幸	H28. 8. 31
いとう祐一郎東京後援会	稲盛 和夫	H28. 8. 25
小川ひろみとまちを耕すひとびと	小川 宏美	H28. 8. 31
かみの吉弘後援会	神野 吉弘	H28. 9. 2
近藤なつ子後援会	佐藤 進	H28. 8. 1
世界一の東京をつくる会	内田 茂	H28. 9. 16
はしもと一葉と譲り葉の会	橋本 一葉	H28. 8. 31
ビール産業政策研究会	滝本 修司	H28. 9. 28
福村隆後援会	福村 隆	H28. 7. 31
前田せつ子とみつばちの輪	前田 節子	H28. 8. 31

●東京都選挙管理委員会告示第二十二号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年二月十三日

東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第二十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

平成二十九年二月十三日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者（代表者） の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
北村 佑実子	都議会議員	宮野ゆみこと一緒に未来を 奏でる会	文京区関口1-10-16	H28. 9. 1
松田 学	衆議院議員	松田学後援会	世田谷区成城7-19-16	H22. 5. 17

●東京都選挙管理委員会告示第二十四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

平成二十九年二月十三日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
福村 隆	福村隆後援会	公職の種類	都議会議員	衆議院議員	H28. 1. 1
真山 勇一	ゆういちの会	主たる事務所 の所在地	千代田区永田町2-1-1	調布市小島町3-1-5-34	H28. 9. 1

●東京都選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年二月十三日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
阿部 美知子	あべ美知子と子どもの未来をひらく会	H28. 8. 31
小川 宏美	小川ひろみとまちを耕すひとびと	H28. 8. 31
神野 吉弘	かみの吉弘後援会	H28. 9. 2
橋本 一葉	はしもと一葉と譲り葉の会	H28. 8. 31
福村 隆	福村隆後援会	H28. 7. 31
前田 節子	前田せつ子とみつばちの輪	H28. 8. 31

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年二月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

立川市栄町二丁目六番十、同 立川市錦町四丁目四番二号
 番十一並びに十三番三、同番 株式会社朝商
 三地先及び同番六 代表取締役 榎本 和正
 日野市東豊田三丁目二十六番 中央区京橋二丁目十三番十
 十七から同番十九まで 一号
 清水総合開発株式会社
 代表取締役 半田 公男

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) Super Sports X
 EBIO調布店

二 店舗所在地 調布市飛田給一丁目三十四番地十五ほか

三 設置者名 共進倉庫株式会社

四 意見

ア 聴取者 調布市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十九年一月十九日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十九年二月十三日から同年三月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

通 達

各 任 命 権 者 殿

東京都人事委員 会
委員長 青山 伸

28人委任第147号
平成29年2月13日

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部分改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について(昭和50年12月25日付50人委第1200号)」の一部分を下記のように改正しましたので、平成29年2月13日以降これにより実施してください。

記

昇格時職務区分別号給表関係(第20条関係)第10項中「葛飾警察署長」の次に「、小松川警察署長」を加える。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001